

## 住居表示整備事業について

### 【はじめりは分かりやすい住居表示の実現】

住居表示は、宅地造成など土地の分筆などにより、飛び地や順番になっていないなど分かりにくい地番を基にしたものを誰でも分かりやすく表示することを目指した制度です。村松で言えば「村松甲何番地、乙何番地」などを「村松〇〇町何番」というように順番に分かりやすく表示することを目指した事業です。

### 【住居表示に関する法律の制定と改正】

○住居表示に関する法律：昭和 37 年制定。

改正：昭和 42 年、昭和 58 年、昭和 60 年、平成 11 年、平成 26 年

※昭和 60 年の改正では、法第 5 条第 2 項として「新たな町字の区域を定めた場合はできるだけ従来からの名称に準拠して定めなければならない。これにより難しいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。」趣旨の規定が追加されました。

### 【平成 25 年 2 月 審議会答申、同年 3 月 街区方式と実施区域の議決】

○住居表示に関する法律及び実施基準に基づき区割りを 5 分割とし、町名は継続審議とすることで、平成 25 年 2 月 12 日付、住居表示審議会が市長に答申しました。

○同年 3 月議会で実施区域と住居表示の方法を街区方式とすることが議決されました。



### 【平成 31 年 3 月 研究委員会の意見書（5 分割に対する 3 つの町名案）】

審議会の答申を受け、市では平成 30 年 9 月に「五泉市住居表示研究委員会」を設置。同委員会では継続審議の町名について協議し、3 つの町名案の意見書を市に提出しました。

その際、5 分割に反対する意見もあることから、地域住民の賛同が得られるよう慎重な審議を期待するとの意見が付されました。



### 【通称名を活かした 3 つの町名・町割（素案）】

令和 4 年度に 5 分割の町割とは別に通称名を活かした 3 つの素案を関係団体との意見交換等を通じて作成しました。

資料 2-1：実施区域を 29 に分け町名を付けたもの。

資料 2-2：実施区域を 32 に分け町名を付けたもの。

資料 2-3：実施区域を 43 に分け町名を付けたもの。

※区割りは行政区を基本としたものです。法律では道路・水路などで区割りすることを基本としていますが、最終的には地域住民の合意が得られる方法で区切りを行います。

※参考に現在の行政区をあてはめた場合を想定した世帯数等を掲載。

※住居表示実施に関し、各町内会での議論を活発化するため、補助制度等を含めて今後検討します。